スポーツ少年団登録について

１．スポーツ少年団登録手続きの流れ

　　　　※スポーツ少年団登録システム操作マニュアル〈単位団〉参照

　①登録システムにログインし、団員、指導者等の情報を入力する。

　②支払い方法を選択し、登録料を入力する。

２．申込提出書類

　①スポーツ少年団入団（継続・新規）申込書・・・各単位団の代表者に、保護者が記入して申し込んで下さい。

　　※市登録に必要なものですので、必ず提出をしてください。（３月中旬に市内の各小学校宛に、行方市の各スポーツ少年団紹介チラシ及び入団申込書が送付されます。）

　　　また、継続する団員も提出が必要です。申込には、登録金７００円が必要となります。

　　　（内訳：国登録料３００円、県登録料２００円、市登録料２００円）

　②スポーツ安全保険の写し

　　※スポーツ安全保険の申込用紙は、行方市内（麻生・北浦・玉造）の3体育館

　　　また、常陽銀行の窓口に備えてあります。保険料は、令和３年度現在で、以下のとおりとなっています。加入する単位団の代表者に確認して、お支払い下さい。

　　　　ＡＷ　１，４５０円（団体での活動中とその往復、個人練習や個人活動含む）

　　　　Ａ１　　　８００円（団体での活動中とその往復）

　　　保険の適用は、加入日の翌日から当該年度の３月３１日までとなりますので、活動開始前の加入をお勧めいたします。

　　※お問合せ：（公財）スポーツ安全協会茨城県支部　☎029-297-7600（土,日,祝を除く）

３．申込時期

　　※毎年7月31日を、登録申請及び提出期限としています。